

第11回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

主要な事業内容

主要な事業所

使用人の状況

新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

株式会社ユーザベース

上記事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

(アドレス <https://www.uzabase.com/>)

(添付書類)

事業報告

(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業内容 (平成30年12月31日現在)

① 「SPEEDA」事業

企業・業界分析を行うビジネスパーソンのための法人向けオンライン情報プラットフォーム「SPEEDA」の構築・運営

日本のベンチャー企業に関する、資金調達情報、関連ニュース、類似企業情報などを提供する法人向けオンライン情報プラットフォーム「entrepedia」の構築・運営

BtoB領域でのAccount Based Marketing (ABM) の実行を支援する、マーケティングプラットフォーム「FORCAS」の構築・運営

② 「NewsPicks」事業

経済ニュースプラットフォーム「NewsPicks」「Quartz」の構築・運営

(2) 主要な事業所 (平成30年12月31日現在)

① 当社

本社：東京都港区六本木七丁目7番7号

支社：西日本支社（大阪府大阪市）

駐在所：スリランカ民主社会主義共和国

② 子会社

Uzabase Hong Kong Limited (中華人民共和国 香港特别行政区)

Uzabase Asia Pacific Pte.Ltd. (シンガポール共和国)

上海優則倍思信息科技有限公司 (中華人民共和国 上海市)

株式会社ニューズピックス (東京都港区)

株式会社ジャパンベンチャーリサーチ (東京都港区)

株式会社FORCAS (東京都港区)

株式会社UB Ventures (東京都港区)

株式会社NewsPicks Studios (東京都港区)

UBV Fund- I 投資事業有限責任組合 (東京都港区)

Quartz Media, Inc. (米国)

NewsPicks USA, LLC (米国)

(3) 使用人の状況 (平成30年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
567 (43) 名	326名増 (18名増)

- (注) 1. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 使用人数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー、アルバイト)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
130 (26) 名	17名増 (5名増)	33歳	2.56年

- (注) 1. 使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員数であります。なお、海外現地採用社員35名は含んでおりません。
2. 使用人数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー、アルバイト)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成30年12月31日現在)

		第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日(取締役会)		平成25年5月3日	平成26年4月28日
新株予約権の数		9,124個	26,188個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式109,488株	普通株式314,256株
新株予約権の払込金額		払込を要しない	払込を要しない
新株予約権の行使価額		1個当たり840円 (1株当たり70円)	1個当たり1,008円 (1株当たり84円)
新株予約権の行使期間		平成25年5月5日から 平成35年5月3日まで	平成26年5月1日から 平成36年3月28日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 1.	(注) 1.
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数：9,124個 目的となる株式数：109,488株 保有者数：1名	新株予約権の数：26,188個 目的となる株式数：314,256株 保有者数：1名
	社外取締役	新株予約権の数：-個 目的となる株式数：-株 保有者数：-名	新株予約権の数：-個 目的となる株式数：-株 保有者数：-名
	監査役	新株予約権の数：-個 目的となる株式数：-株 保有者数：-名	新株予約権の数：-個 目的となる株式数：-株 保有者数：-名

		第9回新株予約権	第13回新株予約権
発行決議日（取締役会）		平成28年1月4日	平成29年5月22日
新株予約権の数		590個	25個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式7,080株	普通株式10,000株
新株予約権の払込金額		払込を要しない	1個当たり1,600円
新株予約権の行使価額		1個当たり3,504円 (1株当たり292円)	1個当たり505,200円 (1株当たり1,263円)
新株予約権の行使期間		平成28年1月6日から 平成37年12月18日まで	平成35年4月1日から 平成39年6月18日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 1.	(注) 2.
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数：-個 目的となる株式数：-株 保有者数：-名	新株予約権の数：-個 目的となる株式数：-株 保有者数：-名
	社外取締役	新株予約権の数：-個 目的となる株式数：-株 保有者数：-名	新株予約権の数：-個 目的となる株式数：-株 保有者数：-名
	監査役	新株予約権の数：590個 目的となる株式数：7,080株 保有者数：1名	新株予約権の数：25個 目的となる株式数：10,000株 保有者数：1名

		第14回新株予約権	第15回新株予約権
発行決議日（取締役会）		平成29年5月22日	平成29年5月22日
新株予約権の数		25個	25個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式10,000株	普通株式10,000株
新株予約権の払込金額		1個当たり1,600円	1個当たり1,600円
新株予約権の行使価額		1個当たり505,200円 (1株当たり1,263円)	1個当たり505,200円 (1株当たり1,263円)
新株予約権の行使期間		平成34年4月1日から 平成39年6月18日まで	平成33年4月1日から 平成39年6月18日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 3.	(注) 4.

役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数：-個 目的となる株式数：-株 保有者数：-名	新株予約権の数：-個 目的となる株式数：-株 保有者数：-名
	社外取締役	新株予約権の数：-個 目的となる株式数：-株 保有者数：-名	新株予約権の数：-個 目的となる株式数：-株 保有者数：-名
	監査役	新株予約権の数：25個 目的となる株式数：10,000株 保有者数：1名	新株予約権の数：25個 目的となる株式数：10,000株 保有者数：1名

(注) 1. 第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第9回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (3) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (4) 上記新株予約権の行使期間にかかわらず、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めにより、第4回新株予約権は平成27年5月5日以降に限り、第5回新株予約権は平成28年5月1日以降に限り、権利を行使することができる。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2. 第13回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権者は、当社の平成34年12月期または平成35年12月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）から算出するEBITDA（損益計算書に記載される営業利益にキャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加算したもの。）が、いずれかの決算期について1,000百万円を超過しない限り、本新株予約権者は、それぞれに割り当てられた本新株予約権を行使することができない。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- (2) 上記(1)に加えて、本新株予約権者は、平成34年1月1日から平成35年12月31日に至るまでの間の特定の日において、当該特定の日を含む直前20営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の時価総額（次式によって算出する。）の平均値が、初めて下記(a)又は(b)に掲げる各水準を超過した場合、当該特定の日以降に限り、本新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ下記(a)又は(b)に定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を行使できるものとする。
 - (a) 時価総額が1,000億円を超過した場合：行使可能割合 100%
 - (b) 時価総額が800億円を超過した場合：行使可能割合 50%

時価総額＝（当社の発行済普通株式総数＋当社の潜在普通株式総数－当社が保有する普通株式に係る自己株式数）×東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値
※なお、上記算式において「当社の潜在普通株式総数」とは、発行済みの当社の新株予

約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の目的である当社の普通株式の総数をいう。

- (3) 本新株予約権者は、当社取締役会が正当な理由があると認める場合を除き、平成33年12月期末日において、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。ただし、上記（1）及び（2）の(a)又は(b)を充足した後に新株予約権者に相続が発生した場合には、新株予約権者の法定相続人のうち、予め当社所定の書面により届け出た1名（以下「権利承継者」という。）に限り、行使可能割合の範囲で、新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (6) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
3. 第14回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 本新株予約権者は、当社の平成33年12月期または平成34年12月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）から算出するEBITDA（損益計算書に記載される営業利益にキャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加算したもの。）が、いずれかの決算期について1,000百万円を超過しない限り、本新株予約権者は、それぞれに割り当てられた本新株予約権を行使することができない。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
 - (2) 上記（1）に加えて、本新株予約権者は、平成33年1月1日から平成34年12月31日に至るまでの間の特定の日において、当該特定の日を含む直前20営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の時価総額（次式によって算出する。）の平均値が、初めて下記（a）又は（b）に掲げる各水準を超過した場合、当該特定の日以降に限り、本新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ下記（a）又は（b）に定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を行使できるものとする。
 - (a) 時価総額が750億円を超過した場合：行使可能割合 100%
 - (b) 時価総額が600億円を超過した場合：行使可能割合 50%時価総額＝（当社の発行済普通株式総数＋当社の潜在普通株式総数－当社が保有する普通株式に係る自己株式数）×東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値
※なお、上記算式において「当社の潜在普通株式総数」とは、発行済みの当社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の目的である当社の普通株式の総数をいう。
 - (3) 本新株予約権者は、当社取締役会が正当な理由があると認める場合を除き、平成32年12月期末日において、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。ただし、上記（1）及び（2）の(a)又は(b)を充足した後に新株予約権者に相続が発生した場合には、新株予約権者の法定相続人のうち、予め当社所定の書面により届け出た1名（以下「権利承継者」という。）に限り、行使可能割合の範囲で、新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (6) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 第15回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権者は、当社の平成32年12月期または平成33年12月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）から算出するEBITDA（損益計算書に記載される営業利益にキャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加算したものの。）が、いずれかの決算期について1,000百万円を超過しない限り、本新株予約権者は、それぞれに割り当てられた本新株予約権を行使することができない。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
 - (2) 上記（1）に加えて、本新株予約権者は、平成32年1月1日から平成33年12月31日に至るまでの間の特定の日において、当該特定の日を含む直前20営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の時価総額（次式によって算出する。）の平均値が、初めて下記（a）又は（b）に掲げる各水準を超過した場合、当該特定の日以降に限り、本新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ下記（a）又は（b）に定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を行使できるものとする。
 - (a) 時価総額が500億円を超過した場合：行使可能割合 100%
 - (b) 時価総額が400億円を超過した場合：行使可能割合 50%時価総額＝（当社の発行済普通株式総数＋当社の潜在普通株式総数－当社が保有する普通株式に係る自己株式数）×東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値
※なお、上記算式において「当社の潜在普通株式総数」とは、発行済みの当社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の目的である当社の普通株式の総数をいう。
 - (3) 本新株予約権者は、当社取締役会が正当な理由があると認める場合を除き、平成31年12月期末日において、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。ただし、上記（1）及び（2）の(a)又は(b)を充足した後に新株予約権者に相続が発生した場合には、新株予約権者の法定相続人のうち、予め当社所定の書面により届け出た1名（以下「権利承継者」という。）に限り、行使可能割合の範囲で、新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (6) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 平成28年7月1日付で普通株式を1株を3株、平成29年7月1日付で普通株式を1株を2株、平成30年1月1日付で普通株式を1株を2株とする株式分割を行った結果、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の行使価額及び新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権に関する重要事項

(1) 第16回新株予約権、第17回新株予約権

当社は、平成30年3月16日に会社法第370条に基づく取締役会決議により、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社役員及び従業員並びに当子会社役員及び従業員に対し、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、下記のとおり第16回、第17回新株予約権を発行することを決議いたしました。

		第16回新株予約権	第17回新株予約権
発行決議日（取締役会）		平成30年3月16日	平成30年3月16日
新株予約権の数		7,325個	7,325個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式732,500株	普通株式732,500株
新株予約権の払込金額		1個当たり7円	1個当たり495円
新株予約権の行使価額		1個当たり222,600円 (1株当たり2,226円)	1個当たり222,600円 (1株当たり2,226円)
新株予約権の行使期間		平成31年2月15日から 平成36年7月31日まで	平成31年2月15日から 平成36年7月31日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 1.	(注) 2.
割当先	当社役員及び従業員並びに当子会社役員及び従業員	新株予約権の数：7,325個 目的となる株式数：732,500株 保有者数：45名	新株予約権の数：7,325個 目的となる株式数：732,500株 保有者数：45名

(注) 1. 第16回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権者は、当社の平成30年12月期ないし平成35年12月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）から算出するEBITDA（損益計算書に記載される営業利益にキャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加算したもの。）が、いずれかの決算期について2,000百万円を超過しない限り、本新株予約権者は、それぞれに割り当てられた本新株予約権を行使することができない。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(2) 上記（1）に加えて、本新株予約権者は、平成31年1月1日から平成36年6月30日に至るまでの間の特定の日において、当該特定の日を含む直前20営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の時価総額（次式によって算出する。）の平均値が、初めて2,000億円を超過した場合、当該特定の日以降に限り、本新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使できるものとする。

時価総額＝（当社の発行済普通株式総数＋当社の潜在普通株式総数－当社が保有する普通株式に係る自己株式数）×東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

※いずれも、当該特定の日における数値とする。

※なお、上記算式において「当社の潜在普通株式総数」とは、発行済みの当社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の目的である当社の普通株式の総数をいう。

(3) 本新株予約権者は、当社取締役会が正当な理由があると認める場合を除き、本新株予約権の行使時において、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であること及び当社または当社関係会社で採用されている人事考課における等級（以下「タイトル」という。）が本新株予約権の割当て時と比較して同等以上であることを要する（本新株予約権の割当て時に本新株予約権者にタイトルが設定されていない場合のうち、本新株予約権の行使時までにタイトルが設定されたときは、本新株予約権の行使時におけるタイトルが、当該本新株予約権者に本新株予約権の割当て時以後初めて設定されたタイトルと比較して同等以上であることを要するものとし、それ以外のときは、本新株予約権の行使時の当社または当社関係会社における設定年収が、本新株予約権の割当て時の設定年収と比較して同等以上であることを要するものとする。）。ただし、上記（1）及び（2）を充足した後に本新株予約権者に相続が発生した場合、本文中「本新株予約権の行使時」を「本新株予約権者に相続が発生した時点の直前」と読み替えて適用し、当該本新株予約権者が本文の要件を充足しているときは、本新株予約権者の法定相続人のうち、予め当社所定の書面により届け出た1名（以下「権利承継者」という。）に限り、行使可能割合の範囲で、本新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。

- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6) 本新株予約権者が次の各号のいずれかに該当した場合であって、当社の取締役会が本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと認めるときは、本新株予約権者及びその権利承継者は、直ちに本新株予約権を行使する権利を失う。
- ア. 本新株予約権者が、第三者から差押、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、民事再生手続開始の申立てを受けた場合
 - イ. 本新株予約権者が、自ら破産手続開始、民事再生手続開始の申立てをした場合
 - ウ. 前各号のほか、本新株予約権者の財政状態が著しく悪化したと認められる客観的な事由が生じた場合
 - エ. 本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - オ. 本新株予約権者が当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役、執行役、監査役又は従業員である期間において、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、又は、当社又は当社の子会社若しくは関連会社に対する背信行為や公序良俗違反があった場合で、これらにより本新株予約権者が、懲戒解雇、論旨退職若しくは解任となり、又は辞職・辞任した場合
 - カ. 本新株予約権者が当社又は当社の子会社若しくは関連会社に対して損害又はそのおそれをもたらした場合
 - キ. その他前各号に準じる場合

2. 第17回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権者は、当社の平成30年12月期ないし平成35年12月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）から算出するEBITDA（損益計算書に記載される営業利益にキャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加算したもの。）が、いずれかの決算期について1,500百万円を超過しない限り、本新株予約権者は、それぞれに割り当てられた本新株予約権を行使することができない。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- (2) 上記(1)に加えて、本新株予約権者は、平成31年1月1日から平成36年6月30日に至るまでの間の特定の日において、当該特定の日を含む直前20営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の時価総額（次式によって算出する。）の平均値が、初めて1,500億円を超過した場合、当該特定の日以降に限り、本新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使できるものとする。

時価総額＝（当社の発行済普通株式総数＋当社の潜在普通株式総数－当社が保有する普通株式に係る自己株式数）×東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値
※いずれも、当該特定の日における数値とする。

※なお、上記算式において「当社の潜在普通株式総数」とは、発行済みの当社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の目的である当社の普通株式の総数をいう。

- (3) 本新株予約権者は、当社取締役会が正当な理由があると認める場合を除き、本新株予約権の行使時において、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であること及び当社または当社関係会社で採用されている人事考課における等級（以下「タイトル」という。）が本新株予約権の割当て時と比較して同等以上であることを要する（本新株予約権の割当て時に本新株予約権者にタイトルが設定されていない場合のうち、本新株予約権の行使時までにタイトルが設定されたときは、本新株予約権の行使時におけるタイトルが、当該本新株予約権者に本新株予約権の割当て時以後初めて設定されたタイトルと比較して同等以上であることを要するものとし、それ以外のときは、本新株予約権の行使時の当社または当社関係会社における設定年収が、本新株予約権の割当て時の設定年収と比較して同等以上であることを要するものとする。）。ただし、上記（1）及び（2）を充足した後に本新株予約権者に相続が発生した場合、本文中「本新株予約権の行使時」を「本新株予約権者に相続が発生した時点の直前」と読み替えて適用し、当該本新株予約権者が本文の要件を充足しているときは、本新株予約権者の法定相続人のうち、予め当社所定の書面により届け出た1名（以下「権利承継者」という。）に限り、行使可能割合の範囲で、本新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6) 本新株予約権者が次の各号のいずれかに該当した場合であって、当社の取締役会が本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと認めたときは、本新株予約権者及びその権利承継者は、直ちに本新株予約権を行使する権利を失う。
 - ア. 本新株予約権者が、第三者から差押、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、民事再生手続開始の申立てを受けた場合
 - イ. 本新株予約権者が、自ら破産手続開始、民事再生手続開始の申立てをした場合
 - ウ. 前各号のほか、本新株予約権者の財政状態が著しく悪化したと認められる客観的な事由が生じた場合
 - エ. 本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - オ. 本新株予約権者が当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役、執行役、監査役又は従業員である期間において、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、又は、当社又は当社の子会社若

しくは関連会社に対する背信行為や公序良俗違反があった場合で、これらにより本新株予約権者が、懲戒解雇、諭旨退職若しくは解任となり、又は辞職・辞任した場合

カ. 本新株予約権者が当社又は当社の子会社若しくは関連会社に対して損害又はそのおそれをもたらした場合

キ. その他前各号に準じる場合

(2) 第18回新株予約権

当社は、平成30年7月2日開催の取締役会において、Quartz Media, Inc. (以下「Quartz社」という。)の持分を100%取得し、子会社化することを決議しました。当該買収対価の一部とするために、第三者割当による新株予約権発行について、下記の通り決議しました。

第18回新株予約権	
決議年月日	平成30年7月2日
新株予約権の数(個)	862,736
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	862,736
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成30年7月31日～平成31年12月31日

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	<p>(1) 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価額は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本新株予約権の行使時において有効な交付株式数で除した額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>また、本新株予約権は、Quartz社の買収において、売手側に付与されたものであり、平成30年12月に終了する事業年度に係るQuartz社の売上のうち、諸条件を満たした売上の達成割合に応じて行使が可能となる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(3) 第19回新株予約権

当社は、平成30年7月2日開催の取締役会において、資金調達戦略の一環として、第19回新株予約権発行について、下記の通り決議しました。

第19回新株予約権	
決議年月日	平成30年7月2日
新株予約権の数(個)	20,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式

新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額3,660 本新株予約権の当初の行使価額は、条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値。以下「東証終値」という。）と発行決議日の直前取引日の東証終値（3,275円）のいずれか高い方の金額とする。本新株予約権の行使価額は、平成30年8月1日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の92%に相当する金額に修正される。ただし、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年8月1日～平成32年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	（1）本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価額は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本新株予約権の行使時において有効な交付株式数で除した額とする。 （2）本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 （3）本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社の事前の書面による承諾を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(2) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	67,037

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意する旨の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社であるUzabase Asia Pacific Pte.Ltd.（シンガポール共和国）、Uzabase Hong Kong Limited（中国 香港）及び上海優則倍思信息科技有限公司（中国 上海）については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

非監査業務の内容は、当社連結子会社であるQuartz社の税金レビュー業務等であります。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(3) 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「経済情報で、世界を変える」というミッションの達成を目指すとともに、「7つのルール」を基本の行動指針とした経営と制度等の整備に努めております。また、取締役及び執行役員による「チーム経営」をモットーとし、柔軟かつ最適な経営の布陣を可能とするとともに、相互に牽制の効く体制の整備に努めております。これらの経営方針の実現に向けて、適法かつ効率的に業務を執行する体制を整備し維持することが重要との認識のもと、下記の通り「内部統制システムの基本方針」を定めています。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役及び従業員は社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、コンプライアンス規程その他の社内規程を定め、企業倫理・法令遵守を周知徹底する。
- b. 取締役会規程に基づき取締役会を定期的に開催し、経営に関する重要な業務執行を審議決議するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。
- c. 取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役及び従業員は法令・定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。
- d. 業務の適正化と経営の透明性等を確保するため、社外取締役による経営の監督機能の強化を行う。
- e. 取締役の業務執行に関する法令及び定款への適合性に関して、監査役監査規程に基づく監査役監査の実施により確認する。
- f. 他の業務執行部門から独立した代表取締役直属の内部監査チームは、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。内部監査チームは組織横断的に組成されるものとする。その結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、取締役会及び常勤監査役に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
- g. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従い定期的に社内のコンプライアンス体制及び遵守状況について確認する。
- h. 社内における不正行為の早期発見又は相談と不祥事等の未然防止のための適正な処理の仕組みとして、内部通報制度ガイドラインに基づき内部通報制度を設置する。
- i. 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 株主総会及び取締役会の議事録等の情報は、法令及び文書管理規程に基づき、

保存及び管理する。保管期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人などが閲覧、複写可能な状態とする。

- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - a. 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を構築、運用する。
 - b. リスク管理委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い体制の整備、見直しを行う。
 - c. 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会は経営計画、予算等を決定し、業績及び目標達成状況のレビューを行うために、毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - b. 常勤取締役、執行役員（必要に応じて専門役員その他必要と認めたものを含む）から成り、常勤監査役が陪席する事業別の経営会議を原則週1回開催し、事業の方針と業務執行に関する重要事項を報告・共有する。また、当社グループの常勤取締役、執行役員から成り、常勤監査役が陪席する全社執行役員会議を原則月1回開催し、グループ全体の経営と業務執行に関する重要事項を報告・共有する。
 - c. 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、手続については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に定めるところによる。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 関係会社管理規程に基づき、主要な子会社の重要な決議事項は事前に当社取締役会にて審議承認を行う。国内子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとする。海外子会社については、現地法令等に基づき適宜規程マニュアルを整備・運用するものとする。
 - b. 当社リスク管理委員会は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、リスク管理規程に基づき適切な会議等を必要に応じて開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。
 - c. 子会社の取締役及び監査役には、原則として当社の取締役、監査役、従業員を構成員に含めることにより企業集団内の情報伝達を推進し、当社及び子会社全体の業務の適正な遂行を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、並びに当該従業員の取締役会からの独立性及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - a. 監査役が必要とした場合、取締役は監査役と補助すべき人数、資格等を協議の

- うえ、従業員を監査役の補助にあたらせる。
- b. 当該従業員の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該従業員の、監査役の職務の補助における指揮命令権は監査役が有するものとし、当該従業員の取締役からの独立性を確保するものとする。
- ⑦ 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営会議に陪席をし、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査役会に報告する。
 - b. 当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社又は子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備する。
 - c. 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも当社及び子会社の取締役及び従業員に報告を求められることができる。監査役から報告を求められた当社及び子会社の取締役及び従業員は、速やかに報告を行わなければならない。
 - d. 取締役及び従業員は内部通報制度により、監査役に報告を行うことができる。報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いは行わない。これを内部通報制度ガイドラインに定めるものとする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、会計監査人、内部監査担当と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
 - b. 監査役は、取締役、執行役員及び重要な従業員からヒアリングを実施し、代表取締役と定期的に意見交換を行う体制とする。
 - c. 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
- ⑨ 財務報告の適正性を確保するための体制
- a. 財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備、運用を行う。
 - b. 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
 - c. 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価し、不備があれば必要な改善及び是正を行うとともに、関連法令との適合性を確保する。

(4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記「内部統制システムの基本方針」に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

① コンプライアンス体制について

- ・ 企業理念として「7つのルール」を定め、取締役及び従業員が「7つのルール」の理念に則して行動することを求めるとともに、「7つのルール」に基づいた「31の約束」と名付けた冊子を全従業員に配布し、倫理や誠実性、自己規律の精神をこの中で定めております。
- ・ コンプライアンス規程その他の社内規程を定め、各種コンプライアンス研修を実施し、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の向上に努めております。
- ・ コンプライアンス規程に則り、コンプライアンス委員会を開催し、常勤取締役、執行役員、子会社の取締役を中心とする委員及びオブザーバーの監査役が出席し、当社におけるコンプライアンス向上に向けた課題等について議論を行っております。
- ・ 内部通報制度を整備の上、全社員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

② 取締役の職務の執行について

- ・ 取締役会は、19回開催され、2018年10月までは、取締役4名（うち、社外取締役1名）で、2018年11月からは、取締役3名（うち、社外取締役1名）で構成されており、取締役会には取締役及び監査役が出席して、各取締役並びにコーポレート業務（経理財務を含む。）を担う部門の組織長から業務執行状況及び業務管理状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・報告・決議を行っております。
- ・ 社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っております。

③ 内部監査の実施について

- ・ 代表取締役直属の内部監査チームが、監査役とも連携し、当社及び当社子会社を対象として内部監査を実施しております。内部監査の結果は、常勤取締役及び常勤監査役に適時に報告され、また、取締役会においても報告が行われております。

④ リスク管理体制について

- ・ 当社グループでは、市場、情報セキュリティ、環境、労務、製品の品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、リスク管理規程を制定し、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置してリスク管理を行うこととしております。

⑤ 監査役の職務の執行について

- ・ 監査役会は17回開催され、社外監査役3名で構成されており、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っており、監査役会はいつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができるものとしております。
- ・ 常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等の社内重要会議に出席し、業務執行の状況について直接聴取を行い、経営監視機能の強化及び向上を図っております。また、監査法人や内部監査チームと連携した監査、当社グループの全部署の内部監査の状況の確認及び海外拠点への往査を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しております。

(5) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成30年 1 月 1 日 至 平成30年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,328,889	191,338	286,881	△102	1,807,006
当期変動額					
新株の発行	1,332,981	1,332,981			2,665,963
新株の発行（新株予約権の行使）	69,687	69,687			139,375
親会社株主に帰属する当期純利益			610,932		610,932
企業結合による変動		89,779			89,779
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,402,669	1,492,449	610,932	—	3,506,051
当期末残高	2,731,559	1,683,787	897,813	△102	5,313,058

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	—	5,581	5,581	6,854	—	1,819,442
当期変動額						
新株の発行						2,665,963
新株の発行（新株予約権の行使）						139,375
親会社株主に帰属する当期純利益						610,932
企業結合による変動						89,779
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	90	△56,892	△56,802	609,329	438,419	990,946
当期変動額合計	90	△56,892	△56,802	609,329	438,419	4,496,998
当期末残高	90	△51,311	△51,220	616,183	438,419	6,316,440

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

① 連結子会社の数

16社

② 連結子会社の名称

Uzabase Hong Kong Limited

Uzabase Asia Pacific Pte. Ltd.

上海優則倍思信息科技有限公司

株式会社ニューズピックス

株式会社ジャパンベンチャーリサーチ

株式会社FORCAS

株式会社UB Ventures

株式会社NewsPicks Studios

UBV Fund- I 投資事業有限責任組合

Quartz Media, Inc.

NewsPicks USA, LLC

他 5 社

第1四半期連結会計期間において、株式会社UB Venturesを設立し、連結子会社にしております。

第2四半期連結会計期間において、ファンド事業に関連しUBV Fund- I 投資事業有限責任組合他1社を組成し、連結の範囲に含めております。また、株式会社NewsPicks Studios及びUzabase USA, Inc. を設立し、連結子会社にしております。

第3四半期連結会計期間において、Quartz Media, Inc. 他2社の持分を100%取得し、連結子会社にしております。またその他1社を設立しています。

第4四半期連結会計期間において、従前より50%の出資持分を有していたNewsPicks USA, LLCについて、Dow Jones & Company, Inc. より50%の出資持分を取得し、連結子会社にしております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社数

1社

② 関連会社の名称

株式会社ミーミル

第4四半期連結会計期間において、持分法適用関連会社であったNewsPicks USA, LLCは、Dow Jones & Company, Inc. より50%の出資持分を取得し連結子会社となったため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

また、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 4年

工具、器具及び備品 4～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 長期前払費用

定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、合理的な見積りに基づき15年以内のその効果が及ぶ期間にわたって、均等償却しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を平成30年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「流動資産」の「前払費用」(当連結会計年度140,255千円)及び「繰延税金資産」(当連結会計年度27,675千円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「無形固定資産」の「ソフトウェア」(当連結会計年度29,180千円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「投資その他の資産」の「敷金及び保証金」(当連結会計年度258,426千円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「固定負債」の「繰延税金負債」(当連結会計年度10,133千円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外費用」の「株式交付費」(当連結会計年度13,397千円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計 年度末 (株)
普通株式	14,650,020	16,242,283	—	30,892,303

(注) 増加の内訳は、次のとおりであります。

2018年1月1日付株式分割による増加	14,650,020株
新株予約権の権利行使による新株の発行による増加	760,968株
Quartz社の買取に伴い対価として発行した株式の増加	831,295株

(2) 当連結会計年度末の新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。) の目的となる株式の種類及び数

普通株式 4,645,084株

5. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な運転資金を銀行借入及び社債発行により調達しております。また、一時的な余剰資金は預金で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金及び未払費用は、概ね1年以内の支払期日であります。長期借入金及び社債は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、長期借入金の返済日は決算日後、最長で9年後、社債の償還日は決算日後、最長で5年後であります。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各グループ企業からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性を管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,725,643	5,725,643	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,486,742	2,486,742	—
資産計	8,212,385	8,212,385	—
(1) 買掛金	284,397	284,397	—
(2) 未払金	689,014	689,014	—
(3) 未払費用	468,304	468,304	—
(4) 未払法人税等	237,299	237,299	—
(5) 長期借入金 (※)	9,094,448	9,099,331	4,883
(6) 社債 (※)	480,000	476,066	△3,933
負債計	11,253,462	11,254,412	949

(※) 1年内返済予定の長期借入金・1年内償還予定の社債を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) 社債

長期借入金及び社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した元利息の合計額を同様の新規借入又は新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成30年12月31日
非上場株式	218,045

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,725,643	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,486,742	—	—	—
合計	8,212,385	—	—	—

(注4) 長期借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	592,610	6,255,187	752,012	815,762	362,327	316,550
社債	102,000	102,000	102,000	102,000	72,000	—
合計	694,610	6,357,187	854,012	917,762	434,327	316,550

6. 企業結合に関する注記

■米国Quartz社の買収

当社は、平成30年7月2日開催の取締役会において、米国発のクオリティ経済メディアのQuartz社の持分を100%取得し、子会社化（以下「本件買収」という）することを決議しました。また、本件買収対価の一部とするために、第三者割当による新株式発行及び新株予約権発行について決議し、平成30年7月31日にQuartz社を子会社化しました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	Quartz Media, Inc.
事業の内容	オンライン経済情報メディア

② 企業結合を行った主な理由

当社が提供するソーシャル経済メディア「NewsPicks」は、2013年にサービスを開始して以来、(1) プラットフォーム、(2) メディア、(3) コミュニティの3要素を融合するという、独自のビジネスモデルを築いてきました。また、広告収入のみに依存しがちなデジタルメディアの領域において、有料課金モデルを開拓し、広告売上と課金売上を高次元で両立させることに成功しました。

その成功を武器に、昨年、北米においてDow Jones社と合併企業であるNewsPicks USA, LLC（以下「NewsPicks USA社」という）(注1)を設立し、米国市場に進出しており、米国市場での成功の手応えを感じています。

巨大な市場を有する米国において、当社が日本で作り上げた成功モデルを実現するには、コンテンツ、テクノロジー、ビジネスに秀でたチームが必要です。モバイルに適したクオリティの高いコンテンツを提供するQuartz社は、当社が北米のみならずグローバル展開を目指す上で最適のパートナーと考え、買収することとしました。今後は、NewsPicks USA社とQuartz社の両社を一体として運営することにより成長を加速していきたいと考えています。

Quartz社は2012年に設立された新しい経済メディアです。モバイルテクノロジーとジャーナリズムを組み合わせたメディアとして、また、優れたUI・UX・コンテンツ(注2)を有するメディアとして、高い評価を得ています。

今回のQuartz社買収により、今後、北米・世界市場において、Quartz社が抱える約2,000万人の優良読者を基盤としながら、NewsPicksが培ってきた有料課金、マルチメディア展開、コミュニティ運営の事業モデル・ノウハウを生かしていきます。それによって、世界でのメディア事業の成長に弾みをつけることが可能になると確信しています。

- (注) 1. 平成30年10月5日付適時開示にも記載の通りNewsPicks USA社について、合弁パートナーであるDow Jones社との合弁を解消し、完全子会社化することを決議いたしました。また、平成30年10月5日付で完全子会社化を完了いたしました。
2. UI（ユーザーインターフェイス）とは、製品・サービスに対してユーザーが直接触れる部分（視覚情報を含む）、UX（ユーザーエクスペリエンス）とは、ユーザーが製品・サービスの利用を通じて得られる体験のことです。

③ 企業結合日

平成30年7月31日

④ 企業結合の法的形式

米国の企業再編法制に基づく逆三角合併による買収

当社の米国子会社であるUzabase USA, Inc. が米国に買収子会社UZ LLC(以下「UZ」という)を設立し、UZに対して、当社の新株式の発行及び新株予約権の発行を行い、UZがQuartz社との合併に際してその合併対価として、これらの株式及び新株予約権をQuartz社の出資者に対して交付するという方式によるもので、Quartz社を存続会社とし、UZを消滅会社とする逆三角合併を行いました。

⑤ 結合後企業の名称

Quartz Media, Inc.

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社子会社が現金、当社の株式及び当社の新株予約権を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

平成30年8月1日から平成30年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

①取得対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	50,000	千米ドル
	当社の普通株式の時価	24,824	〃
	当社の新株予約権の時価	5,261	〃
取得原価		80,085	千米ドル

(注) 取得の対価には、条件付取得対価を含めておりません。

②取得対価の決定方法

当社は、ファイナンシャル・アドバイザーによる、本件買収後のQuartz社の事業計画に基づくディスカунテッド・キャッシュフロー法（DCF法）及びデジタルメディア業界における類似取引比較法のほか、参考指標として提示された類似会社比較法に基づく算定結果も勘案の上、Quartz社の出資者と協議、交渉し、最終的に本件の取得対価を決定しました。

③交付した株式数

普通株式 831,295株

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 265,706千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

8,048,818千円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力により発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間

15年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	9,656	千米ドル
固定資産	1,342	〃
資産合計	10,998	千米ドル

流動負債	3,044	千米ドル
負債合計	3,044	千米ドル

(7) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当連結会計年度以降の会計処理方針

① 条件付取得対価の内容

企業結合後の特定のマイルストーン達成に応じて、条件付取得対価を追加で支払うこととなっております。なお、条件付取得対価の内容については、Quartz社の平成30年12月期の売上高及び平成30年12月31日時点の有料課金ユーザー数が一定金額・数を超えた場合に、現金（最大10,000千米ドル）を対価として追加で支払うものです。なお、当該現金対価の支払いは本マイルストーンを達成しなかったため、支払いは生じません。

② 当連結会計年度以降の会計処理方針

上記条件付取得対価の変動部分につきましては、米国会計基準に基づき認識しております。

■NewsPicks USA社の完全子会社化

当社は、平成30年10月5日開催の取締役会において、当社の持分法適用会社であるNewsPicks USA, LLC（以下「NewsPicks USA社」という）について、合弁パートナーであるDow Jones & Company Inc.（以下「Dow Jones社」という）との合弁を解消し、完全子会社化することを決議いたしました。また、平成30年10月5日付で完全子会社化を完了いたしました。

（1）企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び取得した事業の内容

被取得企業の名称	NewsPicks USA, LLC
事業の内容	NewsPicks米国版の開発及びサービス提供

② 企業結合を行った主な理由

当社は、「経済情報で、世界を変える」というミッションのもと、経済情報サービスの世界展開を進めてきました。ソーシャル経済メディアのNewsPicksにつきましても、2017年3月よりDow Jones社と共同で、NewsPicks USA社を設立し、米国版NewsPicksの立上げに尽力してきました。

2018年7月31日に完了したQuartz社の買収に伴い、米国市場において、事業を最速で成長させるためには、NewsPicks USA社とQuartz社を完全統合し、両社が一体となって事業を運営する体制が最適であると考え、当社グループ及びDow Jones社は、NewsPicks USA社の完全子会社化について合意いたしました。これにより、Quartz社が抱える約2,000万人の優良読者の基盤を、NewsPicks USA社の有するプラットフォーム、コミュニティ運営と融合しNewsPicksの3つの強みである「プラットフォーム」「コミュニティ」「メディア」の3つの要素を同時に確立することが可能となります。

③ 企業結合日

平成30年10月5日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする持分の取得

当社の100%米国子会社であるQuartz社がDow Jones社の保有するNewsPicks USA社の持分（50%）を取得したことにより、NewsPicks USA社は当社の100%連結子会社（株式会社ニューズピックス（以下「ニューズピックス社」（注）という）：50%、Quartz社：50%）となります。

（注）ニューズピックス社は当社の100%子会社です。

⑤ 結合後企業の名称
変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	ニューズピックス社 50%
企業結合日に追加取得した議決権比率	Quartz社 50%
取得後の議決権比率	ニューズピックス社 50%、 Quartz社 50%、合計100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

Quartz社による現金を対価とした株式取得により、当社グループ合計で100%の議決権を取得したことによるものです。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

被取得企業の決算日は6月30日であるため、連結計算書類の作成にあたっては、当連結会計年度末の3ヶ月前である平成30年9月30日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を基礎としております。

効力発生日が平成30年10月5日となるため、当連結会計年度におきましては、被取得企業の平成30年9月30日現在の貸借対照表のみを連結しております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

追加取得の対価	現金	7,500千米ドル
取得原価		7,500千米ドル

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等は軽微です。

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

1,339,148千円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力により発生したものです。

③ 償却方法及び償却期間

15年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	4,436	千米ドル
------	-------	------

資産合計	4,436	千米ドル
------	-------	------

流動負債	1,226	千米ドル
------	-------	------

負債合計	1,226	千米ドル
------	-------	------

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 : 170円33銭

(2) 1株当たり当期純利益 : 20円42銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当ありません。

株主資本等変動計算書

(自 平成30年 1 月 1 日 至 平成30年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,328,889	1,283,332	1,283,332	△71,147	△71,147
当期変動額					
新株の発行	1,332,981	1,332,981	1,332,981		
新株の発行 (新株予約権の 行使)	69,687	69,687	69,687		
当期純利益				292,599	292,599
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)					
当期変動額合計	1,402,669	1,402,669	1,402,669	292,599	292,599
当期末残高	2,731,559	2,686,001	2,686,001	221,452	221,452

	株主資本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額 金	評価・ 換算差額 等合計		
当期首残高	△102	2,540,972	—	—	6,854	2,547,826
当期変動額						
新株の発行		2,665,963				2,665,963
新株の発行(新 株予約権の行 使)		139,375				139,375
当期純利益		292,599				292,599
株主資本以外 の項目の当期変動 額(純額)			90	90	609,329	609,419
当期変動額合計	—	3,097,938	90	90	609,329	3,707,358
当期末残高	△102	5,638,911	90	90	616,183	6,255,185

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

また、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 4年

工具、器具及び備品 4年～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理をしております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を平成30年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表関係）

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「投資有価証券」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。また、前事業年度において区分掲記しておりました「投資その他の資産」の「敷金及び保証金」（当事業年度249,300千円）は、資産の総額の100分の5以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	239,798千円
短期金銭債務	101,995千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引（支出分）	381,501千円
営業取引以外の取引（収入分）	317,523千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	72株
------	-----

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
未払事業税	9,342
貸倒引当金	24,663
減価償却超過額	4,872
資産除去債務	12,289
関係会社株式	80,594
その他	6,539
<hr/>	
繰延税金資産小計	138,301
評価性引当額	△122,107
<hr/>	
繰延税金資産合計	16,193
<hr/>	
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	10,348
<hr/>	
繰延税金負債合計	10,348
<hr/>	

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ニューズピックス	所有直接100%	業務受託資金の貸付 役員の兼任	業務受託・設備の賃貸借(オフィスの間貸し) (注1)	207,561	未収入金	43,067
				資金の貸付 (注2)	555,000	短期貸付金 長期貸付金	50,000 605,000
子会社	株式会社FORCAS	所有直接100%	業務受託資金の貸付	資金の貸付 (注2)	250,000	長期貸付金	250,000
子会社	Uzabase USA, Inc.	所有直接100%	役員の兼任	増資の引受 (注3)	11,696,306	—	—
子会社	UZ LLC	所有間接100%	役員の兼任	株式及び新株予約権の第三者割当(注4)	3,250,035	—	—
子会社	Quartz Media, Inc.	所有間接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	337,590	短期貸付金	—
				資金の回収 (注2)	337,590		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は、管理業務の受託及びオフィスの間貸しを行っております。業務受託料につきましては、業務内容を勘案し、また、オフィス賃貸料については市場価格を勘案し、両社協議の上、合理的に決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 増資の引受は、子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。
4. Quartz社買収に際し、三角合併のストラクチャーにおいて特別目的会社である当社に対して公正な価格で株式及び新株予約権の第三者割当を行ったものであります。

(2) 個人

(単位：千円)

属性	氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(個人)	新野 良介	(被所有)直接23.45%	主要株主(個人)	ストック・オプションの権利行使	11,999	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 平成26年3月28日定時株主総会決議及び平成26年4月28日取締役会決議により発行した会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の権利行使であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	:	182円54銭
(2) 1株当たり当期純利益	:	9円78銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。